

北の自然

北海道自然保護連合通信

№.47 1991 1

ねぐらの上流にゴルフ場計画

タンチョウが危ない!





タンチョウが危ない

ねぐら上流のゴルフ場計画：鶴居カントリークラブとタンチョウ生息地の現状

89年11月、石狩管内広島町でゴルフ場から農業が流出して、養殖場のヤマベ（ドナルドソン）が大量死する事件があった。以来ゴルフ場の農業汚染が現実のものとなり、水源近くのゴルフ場計画に反対する声が大きくなってきた。また、千葉県で明らかにになったように、自治体責任者が開発業者から賄賂を受け取るなど、汚職もたいへんな問題となっている。

このなかで、またひとつ新たな問題が発生してしまった。釧路湿原上流の鶴居村で計画されている「鶴居カントリークラブ」である。このゴルフ場は釧路湿原に流入する雪裡川の上流に計画されているが、この川はタンチョウのねぐらともなっているのである。タンチョウは冬になると釧路湿原に集まり、湧き水が豊富で川が凍結しない場所を選んでねぐらを作る。そして集団で冬を越すのである。ところが、このねぐらのすぐ上流にゴルフ場が計画されていることが明らかになった。ゴルフ場が建設されると工事のために土砂が流出することや、農業の汚染を引き起こす。それだけでなく、タンチョウの冬越しに欠かせない湧き水の流れ、地下水動態に変動をあたえることが考えられる。

地元鶴居村では、このゴルフ場を地域振興策として位置付けているが、タンチョウの将来への影響は無いのか検討してみたい。さらには、釧路湿原全体の環境保全とも関連させ、このゴルフ場について考えてみたい。

鶴居カントリークラブの計画概要

鶴居カントリークラブは、釧路湿原の北西部に流れ込む雪裡川の上流に計画されている。行政区画は釧路管内阿寒郡鶴居村になり、同村市街地の東約3kmの地点に位置する。計画地は東半分が、ハンノキやヤチダモを主体にした北海道の典型的な雑木林、西半分が荒地となっていて、シラカバが散在している。この荒地地の存在が今回のゴルフ場計画を特徴付けているので、説明しよう。荒地地となっている西半分の約100haは、実は15年前にゴルフ場開発を一度行った場所なのである。山林を切り開き、おおまかに造成工事を行ったが、途中で中止されている。中止の原因はオイルショックによる景気変動であった。

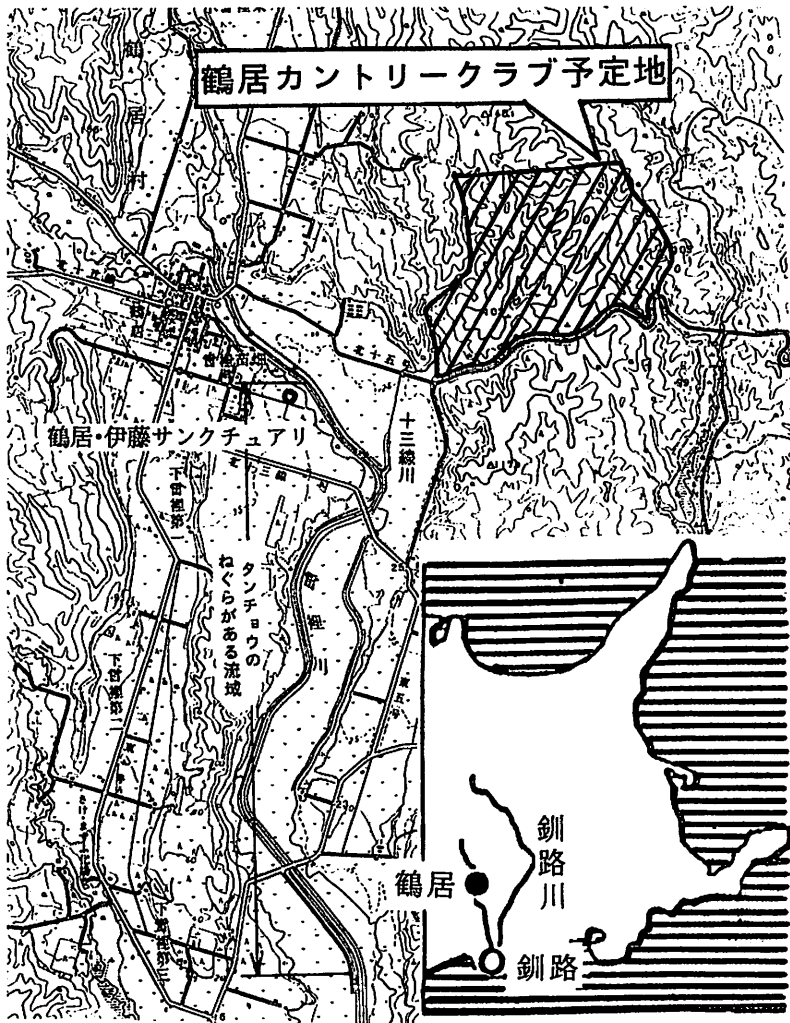
東半分は二次林になっている。シラカバ、ヤチダモ、ハルニレなどの雑木が主体を占め、針葉樹に関してはカラマツの植林地が一部あるだけである。計画地のなかでタンチョウの営巣は見つけられていない。タンチョウの利用はほとんどないようであるが、エゾシカ、キタキツネの足跡が観察できた。

つまり、ここも多くのゴルフ場予定地と同じく、ごく普通の自然であり「貴重な自然」とはいえない場所である。けれども、タンチョウのねぐらの水源であることが、タンチョウに深く関わった場所には違いない。

タンチョウへの影響はないのか

このゴルフ場の排水の一部は、予定地西

鶴居カントリークラブ予定地



鶴居カントリークラブはタンチョウの生活の場のすぐ上流に計画されている

側の雪裡川支流に排出される。この支流は約2km下流で雪裡川と合流する。そして、合流点を挟んで約10kmの同川流域がタンチョウのねぐらなのである。毎年10月から3月までの間、夜になると200羽以上が近くの給餌場から飛来、小魚や水草を食べながら川の中で眠ることが確認されている場所なのである。そしてもうひとつ重要なこととは、排水が直接流れ込む雪裡川の支流十三線川は、タンチョウが餌を取るために利用しているという事実である。つまり現在

公開質問状と回答

このように鶴居カントリークラブが建設されると、タンチョウの将来にたいへん重要な影響がでることが予想される。そこで北海道自然保護連合では昨年12月20日、鶴居村に対して公開質問状を提出し「鶴居カ

ントリークラブを積極的に誘致しているが、タンチョウへの影響についてどのようなと考えているのか」と尋ねてみた。設問は4分野9項目であり、農業流出問題に重点をおいている。そして今年1月16日、すべての設問に対して回答を得ることができた。やや長くなるが、1回目の質問と回答の全文を紹介する。

公開質問状

鏡和和三郎 鶴居村長殿

私たち北海道自然保護連合はさる90年11月4日付け北海道タイムスの記事

「タンチョウの給餌場近く 鶴居村ゴルフ場計画 東京の企業

来年5月に着手」により貴村にゴルフ場計画があることを知り、この問題について憂慮いた

しておりました。ついで加盟団体である釧路自然保護協会に問

い合わせ「(仮称)鶴居カントリークラブ開発事業計画概要書」

並びに「現地調査実施明細書」を入手いたしました。

このゴルフ場計画は特別天然記念物タンチョウ、釧路湿原国立公園およびラムサール条約登録地の保全に関して重大な影響を及ぼす恐れがあると思われ、今後各方面において議論を呼ぶものと考えられます。

つきましては同ゴルフ場計画について以下のような疑問をもちましたので、貴村に下記の質問いたします。

1、ゴルフ場造成前に現地調査を行ったとして、実際にゴルフ場造成中及びびんかせい後に水質、野生生物に影響があるかどうかを判断する根拠となり得るのか明確でないと思われます。つきましては以下の点についてそれぞれ貴村の考えとその根拠を具体的にご回答下さい。

① いかなる大量降雨時にも農業流出がないといえるのでしょうか。

〔回答〕 30年確率の降雨強度に対しても、農業の流出かかないよう吸着剤(オルパール、オルガノ)を使用するため流出は考えていない。また、大雨については当然予想できるのでその前には農業は散布しない。

② 農業の使用によるタンチョウへの影響はどのようなもので、どの程度でしょうか。

〔回答〕 ゴルフ場外への農業の流出かかないように対処しているため雪裡川に生息するタンチョウには影響はないものと考えている。

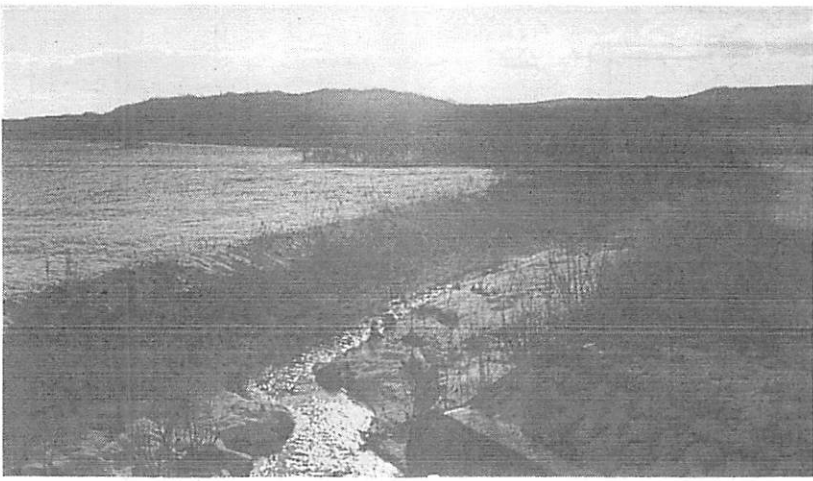
なお、ゴルフ場の営業は、冬期間休業し農業の散布はおこなわない。

③ 微量な農業の流出が続くことによる生物濃縮の危険性はないといえるのでしょうか。

〔回答〕 吸着剤を使用しない場合においても厚生省令で定められた飲料水に係わる水質目標値の1/1,000程度の微量濃度である。

当ゴルフ場においては周辺環境に配慮し、農業吸着剤を使用することにより限りなく0に近くなるので危険性はないと考えている。

3



タンチョウはこの十三線川で飲みエサを採る、ここにゴルフ場の排水が

また、場無い調整池においても農業の吸着処理をおこないモニタリングとして魚類の飼育をおこない定期的に魚体の残留農薬の分析をおこない安全性を確認する。

④ 川底への土砂流出によりタンチョウの良好な「ねぐら」が失われる可能性があると思われます。造成中あるいは完成後に土砂流出はどのようにして防止されますか。

〔回答〕 計画地の半分を占める広い免責において15年前にゴルフ場造成工事が行われ、その後放置されていることから、土砂流出及び保水性の面からも問題の多い土地である。

ゴルフ場造成工事においては工事に先駆け沈砂池、調整池を設置し、ゴルフ場供用後においては芝及び造成森林で被覆する。さらに、土砂流出防止のため各コースに対し調整池及び沈砂池、しがらみ、フトン箆を設け土砂の流出を防止することから現在生じている問題はなくなるものと考えている。

⑤ 河川の水量変化は防止できるのでしようか。

〔回答〕 ④の項で述べたように計画地の約半分は現況人工裸地に改変されており保水性は極めて低い。ゴルフ場供用後においては芝、造成森林で覆われるため保水力は多くなるものと考えられる。

また、分水界を大幅に変更するような土工事はないことから、河川の水量に影響を与えることはほとんどないものと考えている。

⑥ タンチョウは「ねぐら」を湧水により凍結しない水温の比較的高い場所を選びます。地下水動態への影響はないのでしょうか。

〔回答〕 計画地における地下水の帯水層は極めて深部であり、造成工事による地下水脈の切断は無いため地下水の減少は考えられない。

また、現況裸地は芝、造成森林に改変され保水力が高まるため地下水への供給源に

もなりうるものと考えている。

農薬問題、地下水問題に関する

回答へのコメント

1、については、以上のような回答を得た。この回答を読んでみてどのような印象を持たれただろうか。この回答に対して、僕は次のような意見を持っている。

①について

30年確率の降雨強度に対する対策を講じるといふことは、30年確率以上の強い雨には耐えられないことを意味している。これは問題ではないか。それから、大雨については「当然予想できる」としているが、先年の広島町での事故は雪腐れ病予防薬を降雪を予想して散布した際、予想に反して大雨が降り、惨事を招いたものである。

「予想できる」根拠はどこにあるのだろうか。

また、吸着剤は農薬使用量の6/7割りを使用するグリーンやティーには地下に埋めるものを使用し、フェアウェイでは客土に混合して使用する方式をとるらしい。しかし、ここに名前の上がっている、オルパールは新製品であり、「実際のゴルフ場での使用例は聞いていない」(株式会社鶴居カントリークラブの担当者談)と認めるように、実地でのデータが十分でない。実際、販売元に電話で問い合わせたところ

「稼動中のゴルフ場はまだない」とのことであった。新製品ということ、実地での効果に加え、効力の持続期間もわかっていないことを意味する。

タンチョウは、いまでも絶滅の危機にあ

る動物である。そのような動物の生息に影響を与えるゴルフ場が、実地での使用例がなく、第三者による効果の科学的データもない農薬吸着剤を使用してよいものだろうか。もし、使用しながらデータを収集する考えもあるとしたら、タンチョウそのものを実験台にすることを意味する。

最も重要なことは、回答には具体的根拠が示されておらず、ただ流出は「考えいなし」と意見を述べたにすぎないということだ。考えの具体的根拠を示さず「考えていない」というのは環境の保全はできないのではないだろうか。

②について

①と同じく、科学的データを示さずに「農薬の流出がないように対処している」というのがまず問題である。こちらとしては実際の使用データをもとに農薬流出について判断するつもりであった。村の考えではなく、実際に用いている手段についてのデータが欲しかったのであるが、こちらの意図が伝わらなかったのだろうか。

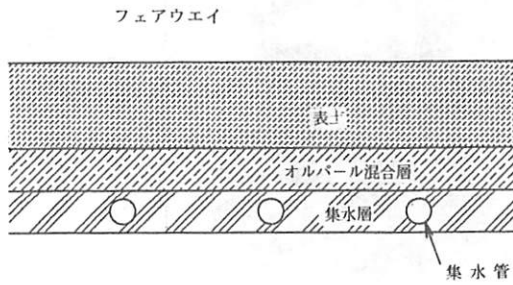
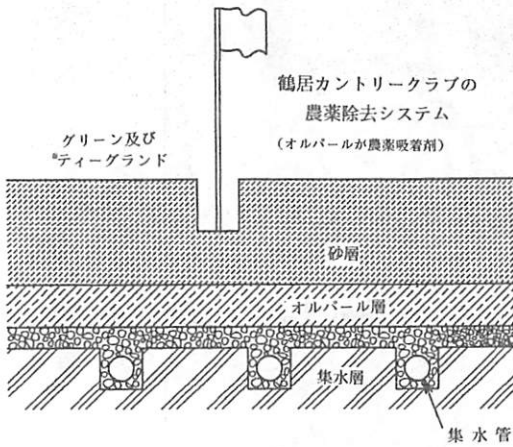
回答のなかにタンチョウについて「雪裡川に生息する」としているが、じつはタンチョウはゴルフ場からの排水が直接流れ込



予定地の東半分はハンノキやヤチダモが茂る北海道の典型的な雑木林だ

む十三線川でドジョウなどを採食しているのだ。農薬が流入した十三線川が雪裡川奔流の合流する場所より上流で、タンチョウは高濃度の農薬汚染を浴びるかもしれないのである。この事実を知らないでゴルフ場を計画したのだろうか。

そしてゴルフ場は「冬期間休業し」とあるが、タンチョウは早いもので九月末に雪裡川に集まりだし、10月にはかなりの数が集合する。冬期間農薬の散布を停止というが、まさか九月を冬期とは考えていないだろう。ゴルフ場が営業している九月には、タンチョウへの危険が現実のものになるのである。冬期間の農薬散布停止だけでタンチョウの生息環境が保全できるとはいえないだろう。



③について

厚生省令で定められた「水質目標値の1/1,000程度」とは排水のどの段階での濃度なのか、示されていない。農薬散布直後の値なのか、降雨直後の値なのか明記されていなかったの、数字をどのように理解すればよいか判断できなかった。厚生省令で定められた「ゴルフ場使用農業に係わる水道水の暫定水質目標」は「生涯にわたる連続的な摂取をしても、人の健康に影響が生じない水準を基とし」とものであり、飲料水として直接摂取した場合の安全基準として設けられた。ところが生物濃縮が危険な点は、非常に微量な濃度であっても植物連鎖の高次段階では高密度な汚染が発生することに。厚生省令に従うこと

で十分とはいえないのではなからうか。

厚生省令では水質基準が定められていない農薬についての使用濃度が明示していないことも疑問である。また、モニタリングに利用する魚とタンチョウでは生態系での消費者としての位置が異なっており、魚類のデータがタンチョウの健康状態を反映したものでない得るのか疑問を感じた。

⑥について

ゴルフ場完成後の飲料水及び雑用水には、地下水を利用することが明記しており、コースへの散水には自然水を利用するといえ、このような利用を行って、地下水の減少や地下水動態の変動がないと本当にいえるのだろうか。もし、タンチョウのねぐらとしての地域で湧き水が不足し、川が凍りついたとしたらどうなるのだろうか。

続いて2番以降の質問に移る、

2 雪裡川周辺には農地、酪農地が広がっていますが、地元住民へ向けての説明会は行われたのでしょうか

〔回答〕 平成2年12月17日 釧路管内水産水質汚濁防止対策協議会への説明会。平成2年12月18日 自然保護関係者に対する説明会

地元住民への「ゴルフ場開発についての説明会」は平成3年1月末の開催を予定している。

3 ゴルフ場造成に当たっては今後新たな森林伐採が行われるのでしょうか。もし伐採されるとした場合、ゴルフ場造成の理由とされている崩壊など災害の防止との整合性はあるといえるのでしょうか。

〔回答〕 当ゴルフ場計画地は、現在より



西半分はゴルフ場が工事途中で放棄され、こうなった今回のゴルフ場はこの災害防止策も兼ねているというが

15年前に一度ゴルフ場造成工事を行い、約8割の完成段階で当時のオイルショックの影響により工事が中止された地域約97、6haと普通自然林遅滞と伐採跡地の約184、4haとに大きく分けられる。ゴルフ場造成工事が行われ中止された地域は、現在、樹木が殆ど無く裸地になっている部分が大半を占め、芝の管理もされず切土、盛土法面の緑化も不十分な事から崩壊が進み将来において大量の土砂流出の危険が考えられる。そのためにこの地を再度ゴルフ場として整備し、コース内、コース間の植栽を十分に行い、切土盛土法面の整備と植栽緑化を行う事により、今よりもより良い安全な自然環境が保たれるものと考えている。また、それ以外の地域の造成工事については



鋼路湿原周辺のゴルフ場はこんなにある、水源を保全する対策がぜひとも必要だ

現在残されている樹木森林を70%以上残す計画であると聞いており、この地域についても森林破壊につながるものとは考えていない。

土砂流出防止策に関する回答へのコメント

3、の回答もデータがない。とくに「森林破壊につながるものとは考えていない」と村の判断を回答されても、自然の改変がどの程度のものか判断できないのである。つまり、現在の樹木森林を70%以上残すことは、現在の森林を30%伐採することであり、森林の生態系が改変されるのはさけられない。どの程度生態系が変化するのか、動物の生息に影響を与えるのか、それが知りたかったのである。なにをもって「森林破壊につながるものとは考えていない」としているのか、考えのベースが示されていないのが問題だろう。

それから、現在裸地になっているところは、15年前にゴルフ場造成工事途中でオイルショックが発生し、工事中断のまま現在までに裸地のまま放置されたものという。前再生した失敗を、今回は繰り返さないという保証はあるのだろうか。

さいごにラムサール条約との関係について聞いた

4 作業工程表によると1993年に鋼路市で開催されるラムサール条約締結国会議の最中に第1期工事が行われる予定になっています。このことにより国際的批判を招く恐れはないとお考えでしょうか

釧路湿原周辺のゴルフ場一覧(1990年12月現在)

名	所在地	規模
☆稼働中のもの		
1 釧路カントリークラブ	阿寒郡鶴居村下幌呂	36H
2 風林カントリークラブ	阿寒郡鶴居村幌呂	27H
3 釧路空港ゴルフクラブ	白糠郡白糠町大楽毛31	27H
4 阿寒カントリークラブ	阿寒郡阿寒町舌幸	27H
5 弟子屈カントリークラブ	川上郡弟子屈町弟子屈原野	18H
6 摩周湖ゴルフクラブ	川上郡標茶町中久若呂	18H
7 厚岸ゴルフクラブ	厚岸郡厚岸町尾幌	18H
8 阿寒ロイヤルパレイゴルフ場	阿寒郡阿寒町富士見	9H
9 釧路市民ゴルフ場	釧路市緑が岡3-1	9H
☆計画中的のもの		
① 鶴居カントリークラブ	阿寒郡鶴居村西2-1	36H 245ha 申
② 鶴居観光株式会社	阿寒郡鶴居村オンネナイ	18H 135ha 申
③ レイトンスペース関連事業	阿寒郡阿寒町仁々志別	27H 257ha 申
④ 京都東山観光株式会社	釧路郡釧路町遠矢28-1	18H 139ha
⑤ 株式会社サンフィルズ	釧路郡釧路町遠古武	18H 258ha
⑥ リバトン釧路湿原観光KK	釧路郡釧路町トリトウシ	18H 160ha
⑦ 北海道阿寒観光株式会社	阿寒郡阿寒町下徹別	18H 146ha
⑧ オーロラカントリークラブ	川上郡標茶町栄219-1	27H 263ha 許
⑨ 北海道音別カントリークラブ	白糠郡音別町中音別630	36H 285ha
⑩ 弟子屈総合リゾート	川上郡弟子屈町美留和	18H 206ha
⑪ 白糠ゴルフクラブ①	白糠郡白糠町泊別	18H 250ha 許
⑫ 白糠ゴルフクラブ②	釧路市広里	? H 180ha
⑬ 出野ビレッジ	川上郡弟子屈町川湯	9H ?ha

注:「申」は申請中、「特」は許可待
釧路自然保護協会「釧路管内のゴルフ場」より

〔回答〕 一期工事として予定している区
域はゴルフ場計画地であり、全く新規ゴ
ルフ場ではなく、茶褐色の裸地のままの状
況では土砂流出の危険があり、このまま放
置する事こそ湿原を取り囲む当村として国
際的批判が出るのではないかと考えてい
る。

なお、会議開催期間中に係わらず工事の
実施については細心の注意をもって施行す
るよう指導する考えである。

ラムサール条約との関係に関す
る回答へのコメント

裸地を放置することが危険であり、かつ
国際的批判を招くおそれがあると考えるの
なら植林を実施しても良かったのではない
だろうか。災害防備策としてゴルフ場が位
置付けられた例は広島町などでもあった
が、国立公園周辺であることや、15年前の
教訓を考えた上で、ゴルフ場が最もふさわ

しい土地利用方法であるのだろうか。
僕たちが提出した公開質問状の回答は以
上のような内容だった。ゴルフ場の農業流
出への対策が、このような不安なものであ
る。

ゴルフ場はなぜ止まらない

これだけ騒がれているのに、
い。なぜなのか。それは日本の法律が、開
発する権利の
みを優先しているからである。

さて、タンチョウの将来を考えると、こ
のゴルフ場は建設されないほうがよい。法
的手段でゴルフ場建設の中止を求めること
はできないのであろうか。

ゴルフ場建設に専用の法律はない。けれ
ども森林法をはじめ、いくつかの法律が適
用され、責任官庁からの許可や届け出が必
要となる。しかし、それらの法律はゴルフ
場の建設規制には役立たないことが多い。
このことが問題になって、自治体がゴルフ
場規制要綱を制定する必要があるためだ。
ある。こんどは法律の面から、鶴居カント
リークラブを見てみよう。着工までにクリ
アしなければならぬ法律は以下の通りで
ある。

るとタンチョウの将来はとて安泰とはい
えなくなる。鶴居村長が鶴居カントリーク
ラブ撤回の英断を下されることを期待した
い。

- 北海道自然環境保全条例 特定の開発
行為許可
 - 森林法第10条の2 林地開発行為許可
国有財産法
 - 道路法
 - 河川法
- このように、鶴居カントリークラブの建

設にはたった5つの法律しか関係していな
い。このなかで、届け出ではなく、責任官
庁の許可が必要になるのが森林法第10条の
2「林地開発行為許可」だけで、あとは届
け出だけで済まされるのである。ゴルフ場
開発にはめんどろな許可申請がほとんどな
いことがよくわかる。いまの法律は開発の
規制を目的としたものでないため、ゴルフ
場のように問題が大きくなった開発行為も
規制することができないのである。環境保
全を進めようという大きな課題は、法律を
環境の保全優先の法律に再編成することだ
らう。

日本の法律が環境保全の視点を持ってい
ないことから、環境保全や自然保護のため
の法律や制度が別に必要になる。そのひと
つが国立公園である。そして釧路湿原も国
立公園に指定されている。そして、いくつ
かの法律により保護されている。それらを
上げると、

- 国立公園
- 天然記念物

北海道自然環境保全指針での「すぐれた自然地域」

に指定されている。これら保護目的の法律は、鶴居カントリークラブ建設の規制に効力があるのだろうか。

国立公園とゴルフ場

釧路湿原は87年に日本最後の国立公園となった。現在は国立公園の制度は釧路湿原、そしてタンチョウを保護するうえで十分なものであろうか。

国立公園に指定された場所は、様々な規制を受ける。森林の伐採、建物の高さや外観、営業行為などが規制を受け、これら開発行為は環境庁長官の許可が必要になる。このように国立公園に指定されると開発に一定の規制が加えられることは事実である。ところで、釧路湿原は、湿原部分が国立公園に指定されたが、湿原に流入する河川の上流域は国立公園の指定から外れてしまった。この地域は開発の規制がなにもされていないのである。

鶴居カントリークラブは釧路湿原の上流域の山林に計画されている。このゴルフ場は国立公園から外れているから、法による規制を受けないのである。たとえゴルフ場の排水が国立公園内に流れ込むことがわかっていたとしても、現在の法制度ではどうすることもできないのだ。天然記念物についても同じであり、ラムサール条約登録地になっても事態に変化はない。

それではほかに保護の指針はないのだろうか。北海道では独自に90年に「自然環境

保全指針」策定し、開発のガイドラインをつくらうとしている。このなかで釧路湿原は「すぐれた自然地域」として第一級の保護対象とされている。しかし、これも湿原部分を指定したのみで、上流域の保全について明確な記述がない。このように国立公園に指定されている釧路湿原であるが、これら自然環境保護を目的にした法律を根拠にして、鶴居カントリークラブの中止を要請することはできないのである。

森林法とゴルフ場

視点を換え、森林の保全の面からゴルフ場の規制が可能かどうか検討してみよう。森は時に「緑のダム」といわれるように保水能力が備わっている。また、土砂の流出を防いだり、がけ崩れを防止する働きがある。このような森林の公益的な機能に着目して、保安林の制度が定められた。その代表が「水源かんよう保安林」である。保安林に指定されると、森林を農地やゴルフ場に転用する場合「保安林解除」の手続きが必要になり、知事と農林水産大臣から許可を得ないと開発ができなくなる。通常の森林を開発するよりも厳しい制度におかれるのだ。そして、地域の住民が、保安林解除に、異議を申し立てる権利が法律で保証される。それが異議意見の提出、「異議意見書」と呼ばれるものなのだ。白紙山地の清秋林道で中止に持ち込んだ大きな力も、北海道の室蘭岳のスキー場の工事を中断させているのも「異議意見書」の力なのである。現在のところ森林をそのままに保護する場合、最も効果のある手段である。ところが、

鶴居カントリークラブ予定地の山林は保安林に指定されていない。「異議意見書」を提出する方法も使えないのである。

では、通常の森林の開発にはまったく規制がないのだろうか。じつは森林を開発し、他の用途使うためには、国有地であれば、民有地であれば、知事の許可を受ける必要がある。これは森林法第10条の2「林地開発許可行為」として定められているもので、森林を伐採して、他の目的に使用する（転用する）場合は都道府県知事の許可が必要になるのである。この法律では次の場合、森林の開発を許可してはならないことを明記している。

- 1、森林の開発によって、土砂の流出や災害が予想される場合
- 2、水源かんよう機能が著しく損なわれることが要される場合
- 3、周辺の環境を著しく悪化させるおそれがある場合

解釈に幅の広い記述であるが、この法律によって、森林の開発を中止することが可能なのである。鶴居カントリークラブの建設を法的根拠をもって中止を要求するとして、この森林法第10条2「林地開発許可行為」が唯一のよりどころなのだ。重要なことは、この許可が知事の権限となっていることで、鶴居村にある森林であっても、開発には北海道全体の住民の合意が必要なのである。

ゴルフ場開発ブームと規制

このように現在の法制度ではゴルフ場の規制が非常に難しい。逆にいえば、それに

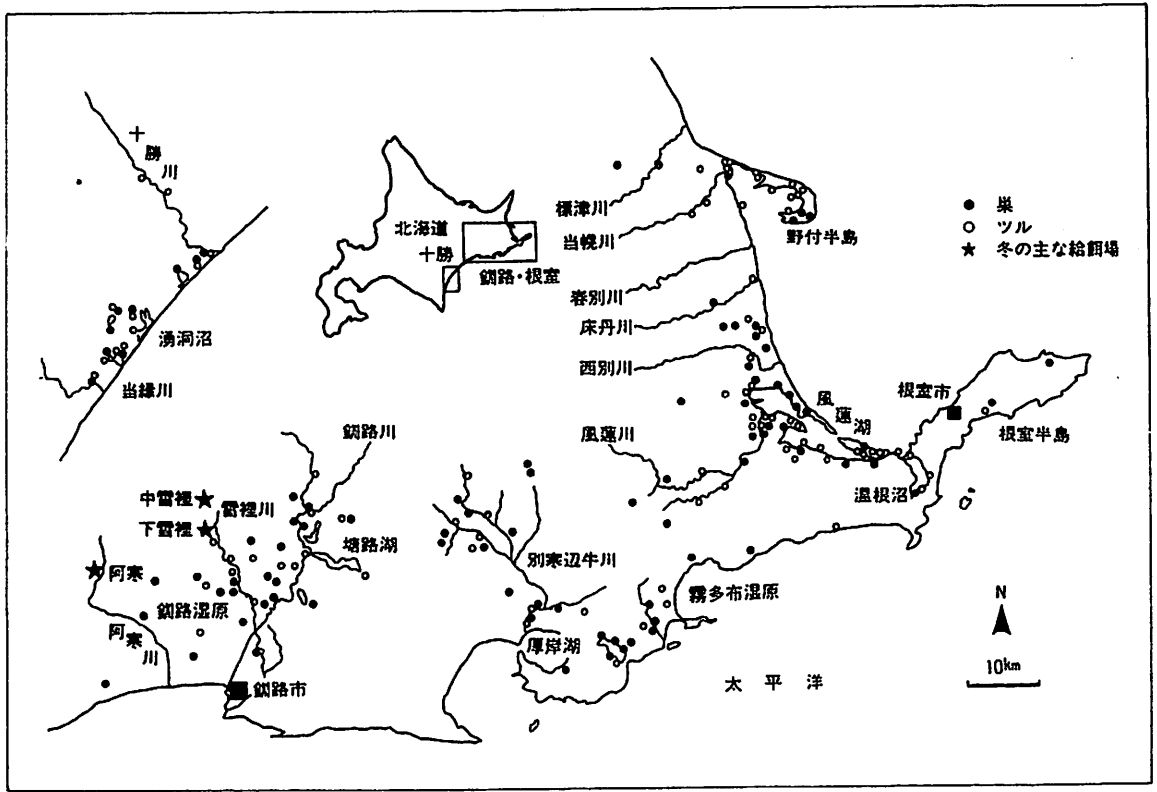
目を付けたのが、今回のゴルフ場開発ブームなのである。そこで、各自自治体はゴルフ場開発を規制する要綱を策定することで、なんとか規制しようとしているのだが、それらの規制要綱は実際には効果をだしているのだろうか。

北海道は昨年11月に「北海道ゴルフ場開発指導要綱」を施行し、ゴルフ場による乱開発に歯止めをかけようとした。この要綱は同一市町村で3つ以上のゴルフ場は認めない、ゴルフ場面積の合計が面積の1%を越えている市町村では新たな開発は認めないという2点でゴルフ場開発を規制したものである。ところが、この要綱には「ただし」という例外を認めている。

ただし、国若しくは道の定めた開発計画等において位置付けられている開発事業又は地域の振興若しくは発展に著しく寄与し、かつ、地域の自然及び生活環境を損なわないものとして市町村長が認める開発事業については、この限りではない。

この例外規定を駆使すると、いくらでもゴルフ場の新設が可能になる。現に7つのゴルフ場を抱える千歳市では、さらに10ヶ所のゴルフ場を計画しており、すべてこの例外規定を使って開発するつもりという。

例外規定をよく読んでみると、前半はリゾート法で指定を受けた市町村を指していると思われる。後半は、開発と保護を天秤にかけた内容だが、「地域の自然及び生活環境を損なわない」ことを地元住民が判断するのではなく、自治体の首長の判断によっていることが注目される。自治体の首長の



タンチョウの繁殖期における個体と巣の確認場所 (1988年)
北海道自然保護課1990「青い星のツルたち」より

判断ひとつでゴルフ場の新設が認められてしまうのだから、ゴルフ場の新設に疑問を感じた住民は首長に対して意見を述べておかないと、ゴルフ場開発が進行してしまうだろう。

駆け込み申請

このように、この指導要綱は抜け道が多いと批判されているが、じつは、鶴居カントリークラブはこの要綱の指導を受けない。要綱の施行以前に、いわゆる駆け込み申請をしており(申請は昨年5月)、この要

上流から蝕まれる国立公園

釧路湿原は国立公園であり、ラムサール条約の登録地でもある、そしてタンチョウ自身も特別天然記念物に指定されている。けれどもこれらの保護制度もゴルフ場の前には無力であった。

最後にタンチョウの生息地がおかれている状態を見てみよう。彼らのすみかは、鶴居カントリークラブだけでなく、他のゴルフ場やリゾート開発が計画されており、決してよい状態にはないのである。

いま、タンチョウは特別天然記念物として手厚く保護されているが、彼らの将来は安泰といえるだろうか。

タンチョウ保護の歴史

かつて、タンチョウは道北を除いた北海道全域で繁殖しており、本州でも姿を見ることができたという。江戸時代は本州では

網ではなく、昨年2月に通知された「ゴルフ場開発に対する暫定措置」に従うのである。規制要綱の適用を受けないため具体的な開発規制は指導されないのである。ただし暫定措置では地元町村長が知事あてに「事前相談」を申請し、「北海道土地・水対策連絡協議会」で審議を受けることが定められているので、まったく野放しというわけではない。鶴居村は昨年9月に「事前相談申請書」を知事に提出しており、道土地水対策課に問い合わせたところ、現在審議中というところである(2月27日現在)。

禁猟だったが、北海道では狩猟の対象になつていった。ところが明治時代に入ると、一般人が猟銃を持つことが許されるようになり、タンチョウは激減してしまった。1889年、ツル捕獲禁止令が出されたが、その頃にはタンチョウの姿はほとんど見ることができなくなつてしまつていた。1924年、一時は絶滅したと思われていたタンチョウ十数羽が釧路湿原で発見され、1935年にはタンチョウと生息地が天然記念物に指定され、地元では「釧路国丹頂鶴愛護会」が結成され、翌年から人口給餌が開始された。

鶴の居る村として、別の地域振興策は考えられないものだろうか

1952年、タンチョウと繁殖地が天然記念物に指定され、戦後の保護が開始された。そして人を恐れて近づかないため、思うような成果をあげられなかった人口給餌が初めて成功したのも、この年である。また、いまでも続けられている「タンチョウ一斉調査」が始められたのもこの年だ。この年からタンチョウは増えはじめ、現在に至るまで順調に増加を続けている。今年の一斉調査では499羽を確認している。

それでは、タンチョウの将来は安心なのだろうか。北海道自然保護課が昨年出版した『青い星のツルたち』では、この疑問につきのような見解を示している。



その答えは「否」です。それはタンチョウの繁殖地である湿原が農地開発などのために壊され狭められているからです。このことはこれまでの調査・研究の中で必ず指摘されてきました。しかし、タンチョウ営巣地の50%近くはいまだに法的な保護を全く受けていません。この点では1972年の提言以来、実質的にはほとんど改善されていないのです。

根室地方で大規模な開発が始まったのが1950年代に入ってからだし、釧路湿原の開拓も60年代から盛んになった。それに60年代は電線などに衝突して死亡する個体が多くなった。そしてタンチョウが「増えている」とされる根拠は「タンチョウ一斉調査」での確認個体数である。調査機器の精度の向上や、調査人数によってタンチョウの実際の増加数を上回る確認数の増大があったことは容易に想像できる。

タンチョウの生息地が売却

タンチョウの繁殖地・生息地が、いまでも危うい状態にあることが、昨年証明されてしまった。根釧原野の開発で島のように残された自然の沼、バラサン沼。ここにはタンチョウの営巣が確認されているにもかかわらず、地元別海町の議会はこの沼を国土計画に売却する計画を決定したのである。幸い、地元の方の反対で町側は計画を博士撤回したが、リゾートに地域再生を賭ける自治体が

多いなかで同様の問題がどこかで再発する危険は十分考えられる。

国立公園にゴルフ場？

さらに、今年1月、釧路市農協が国立公園内の所有地を民間企業に売却する計画を持っていることが明らかになった。売却先や売却後の使用目的など詳しくは報道されていないが、リゾート開発が目的だったのでないかと思われる。釧路支庁の対応によって、この売却計画は凍結になっているが、売却予定地はタンチョウの営巣が確認されている場所だったのである。売却が計画された場所は国立公園の「普通地区」で、開発の制限が定められていない。そもそも土地の転売そのものは規制対象でないし、売却された土地がどう使われようと法的には問題がないのである。もしゴルフ場が建設されても法律を根拠に中止を要請することは、できない。

ラムサール条約はどうか

ラムサール条約は1971年イランのラムサールで開かれた「湿地および水鳥の保全のための国際会議」で採択された国際条約である。現在62カ国が加入しており、登録された湿原は世界で30万km²に達している。日本での登録地は釧路湿原のほか、宗谷管内浜頓別町のクッチャロ湖、そして宮城県伊豆沼の3カ所となっている。

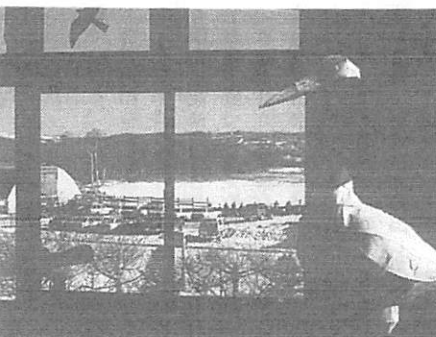
けれどもラムサール条約の登録地となったことで、新たな開発規制が加えられるわけではない。

この条約の登録地に指定されると国はそ

の保全に努める義務を負うが、その方法はそれぞれの国の国内法に基づいて行うことになっている。日本では、国立公園法や文化財保護法に沿った保護策を講じることが意味する。条約そのものが新しい保護策を義務付けるものではない。

北海道庁の自然保護はどうか

最後に自治体としての北海道の自然保護策がどうなっているのか検討してみたい。道は89年に「北海道自然環境保全指針」を策定した。このなかで釧路湿原は「すぐれた自然地域」とされ、釧路湿原そのものが日本を代表する湿原であることや、タンチョウの主要繁殖地であることなどが評価され、「当該自然とその環境がそのままの状態を維持できるように、周辺を含めて厳正な保全を図る」ことを求めている。が、「指針」の本文で明記されているように



左の丘の雪が白く見えているところがゴルフ場予定地だ
サンクチュアリからよく見えるのである

「法的な効力を有したり規制を伴うものではない」ため、開発をとめる法的な根拠にはならないのである。

水源保全策を

このように現在の法令は、釧路湿原の保全やタンチョウの保護にとっては心もとないものであることがわかったと思う。残念ながら日本の国立公園（国立公園やほかの自然公園も）は科学的な調査を行って環境保全計画を策定していない。開発規制をラック分けした普通地区や特別地区といった地種区分も、既存の開発計画を優先させた線引きに終わっている。そのうえ、リゾート法の適用を受けた地域では、開発を優先した地種区分の変更も可能なのである。国立公園での自然保護の前進には、地種区分のあり方を監視していく必要があるだろう。

釧路湿原の保全に限定して話を進めると、湿原は河川の下流域にひろがっているため、湿原の水源となっている山林や上流域の農業遅滞を良好な自然環境に保つことが、釧路湿原の保護に必要となる。ところが実際は、上流域の自然環境は法的保護を受けていない。鶴居カントリークラブが計画されるのもこのことが原因となっている。そのほかにも国立公園の上流でいくつものゴルフ場が計画されているが、いままところ法的な規制が行われていないのである。

タンチョウの保護、あるいは釧路湿原の生物を保護するために、湿原の上流域の山林や農地を含めた環境保全策の策定、水源

ほげんの法律や条例の制定を求めていくことが必要だろう。

二回目の公開質問状

91年2月20日

鶴居村長 鏡者和三郎殿

北海道自然保護連合代表 稲田 孝治

公開質問状

昨年12月20日付けの公開質問状にご回答くださり、ありがとうございます。その回答をもとに、不明な点を再度ご質問させていただきます。

1、タンチョウへの農業汚染の可能性について

貴村はゴルフ場からの農業流出について「30年確率の降雨強度に対して、農業の流出がないように吸着剤（オルバー、オルガノ）を使用するため流出は考えていない。また、大雨については当然予想できるのでその前には農業は散布しない」と回答されています。

ところで、オルバーの販売者であるオルガノ株式会社にお問い合わせしたところ「オルバーは昨年開発された新製品であり、稼働中のゴルフ場での使用例がない」ということが判明しました。

また、89年に起きた広島町での養殖魚大量死亡事故は降雪を予測して雪腐れ病予防薬を散布したところ、予測に反して大雨が降り、事故に至ったものです。貴村はゴルフ場の誘致に伴い、大雨を確実に予測できる気象観測機関を設置されるのでしょうか。雪腐れ病予防薬の散布時とタンチョウの飛来時期は一致するのです。

さらに、世の中には絶対安全はありません。原子力発電所でも避難訓練が実施されているように非常事態への対策は何事にも不可欠です。

そこで次の質問にお答えください。

①長期間にわたる使用例がなく、農業吸着能力や耐久性が実証されていない製品を用いて、タンチョウの安全確保とすることは妥当とお考えですか。

②第三者による長期間にわたる実験データを使用せず、販売者のデータだけを用いてオルバーの耐久性や大量降雨時の能力を判断することは、行政の態度として正当であるとお考えですか。

③今後オルバーの能力を第三者によって検証することは考えていらっしゃいますか。

④大雨を「当然予測できる」根拠をお示しください。

⑤もし、ゴルフ場の建設および稼働によってタンチョウに被害が発生した場合、どのような対策をとられますか。

2、説明会について

タンチョウの生息地の上流の計画であることから、このゴルフ場は国民的な関心を持たれています。

札幌、あるいは東京での説明会の開催の可能性についてお答えください。

3、ゴルフ場造成中途放棄地の災害防止策について

このゴルフ場の予定地の半分は15年前にゴルフ場造成工事を行ったが、オイルショックの影響で約8割の完成だんかい工事が中止された荒地となっています。貴村は

鶴居カントリークラブを、この荒地地の災害防止策として位置付けていますが、湾岸戦争により経済の先行きが不透明である現在に15年前と同じ結果を生むことが考えられます。

災害防止対策は、経済状態に左右されない公共事業で行うことが望ましいのではないのでしょうか。

そこで次の質問にお答えください。

①災害防止対策を公共事業により実施することについては検討されたのでしょうか。

②公共事業による災害防止対策を選択しなかった理由をお示しください。

③道や環境庁、開発局に対して、災害防止対策（当然豊かな生態系を旨としたもの）を要請することについて、どうお考えですか。

④経済状況の変化などによって、今回のゴルフ場工事が中断された場合、災害増資対策はどのようになされますか。

4、ゴルフ場の経済効果について

事業主体の東和工務店による「開発事業計画概要書」にゴルフ場建設の効果として

「鶴居村の地域振興と雇用機会の拡大により活性化」が謳われています。しかし、ゴルフ場による地域振興に疑問が持たれていることも事実です。

そこで次の質問にお答えください。

①鶴居村の地域振興、活性化はどのようなことですか。鶴居村の現状を踏まえて具体的に答えください。

②ゴルフ場に代わる地域振興策についてどのように考えておられますか。以上

回答は文書にて91年3月15日までに

ご返送ください。

平成2年1月24日

平成3年1月16日

釧路支庁
支庁長 阿部 茂 殿

北海道知事 横 路 孝 弘 殿

釧路自然保護協会
会長 桜 井 基 博

釧路自然保護協会
会長 遠 藤 利 雄

釧路湿原国立公園周辺のゴルフ場及びリ
ゾート開発の規制に関する要請について

日頃貴職には釧路地方の環境問題につきまして、特段のご努力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、釧路湿原国立公園も第3年次を迎え、保護と利用の両面から、地位住民並びに国民の関心を集め、その価値の認識と評価を高めているところであります。

しかし一方で、釧路地域活性化という呼び声のもとに、周辺地域においてゴルフ場の造成及びリゾート開発等の計画が次々に打ち出され、もしこれらの事業が計画通り実施されるとするならば、保護を前提とした自然公園法の精神にもとるばかりでなく、国際的にも評価が高く、我が国唯一の原生湿原えなしくず的に崩壊する危機に直面することをおそれるものであります。

造成時における土砂の流入、施設からの生活排水、ゴルフ場の有害物質等、全国的にも多くの事例を見ることができますが、釧路湿原国立公園においてもこれらの施設の造成は、動植物の生息環境を破壊し、その生存を不可能にすることとなり、国立公園の存立にもかかわるものであります。ひいては利用面からの価値も低下し、地域活性化はもとより観光事業を色彩を失い、結果的には元も子もなくする事態に至りかねないのであります。

たとえ開発地域が国立公園普通地域であって、法的に開発が許容される場所であっても、長期的な観点に立って、景観、水質等に及ぼす影響を配慮して、これら造成計画に対し厳重な制限処置と指導を賜ります様、要請申し上げます。

ゴルフ場開発等の規制に関する要請について

日頃環境問題につきましては、特段のご努力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、道におきましては、「ゴルフ場開発に対する暫定措置」「ゴルフ場開発の規制に関する要項」を定め、開発行為のご指導をいたしてきたところでありますが、道内のゴルフ場は施行中、認可待ち、申請中等を含め依然としてラッシュが続いています。釧路地方においても同様の傾向を示し、既存7施設に対して認可待ちから計画中まで含めると15件が見込まれており、特にこれらの計画が釧路湿原国立公園周辺に集中して、湿原の保全上憂慮される状況にあります。当協会では昨年1月「ゴルフ場、リゾート開発行為に対する規制ガイドライン」(別添)を定め、関係機関に指導要請を申し上げ、また企業に対しまして要請して参りましたが、開発計画を止まるところなく進行しております。もしこのまま、ゴルフ場等の立地を看過するなら、自然環境の保全に重大な影響を及ぼすことは必至であります。

つきましては、釧路地方、釧路湿原国立公園周辺の立地について、今後協議されるものは勿論、すでに暫定措置あるいはそれ以前の申請に係わる認可待ちや申請中であっても、「ゴルフ場開発の規制に関する要項」に準じて、厳しい措置と指導をされる様、ここに重ねて要請申し上げます。

尚、釧路湿原周辺にあたっては、サムサール条約締約国会議前の施行は見合わせる様、指導方よろしくお願い申し上げます。

タンチョウと湿原の保護を

日本野鳥の会をはじめとしてタンチョウの保護を要請する文書が提出されている。鶴居カントリークラブがたいへんな関心を持たれている証拠といえるだろう。その多くが、釧路湿原の保護を目的にしているのが注目される。水源の保全が急務となっているのだ。

団体の動き

90年	12月18日	説明会	鶴居村	地元自然保護関係者
	19日	要望書	日本野鳥の会	北海道自然保護連合
	20日	公開質問状	鶴居村長	北海道自然保護連合
91年	1月16日	規制要請書	知事	釧路自然保護協会
	17日	見直し要請書	鶴居村長	地元有志7名
	18日	公開質問回答返送	鶴居村より	
	22日	タンチョウ保護 推進要請書	知事、環境庁	日本野鳥の会
	24日	規制要請書	文化庁ほか	釧路支部
	31日	要望書	釧路支庁長	釧路自然保護協会
	2月20日	公開質問状	知事	日本野鳥の会本部
			鶴居村長	北海道自然保護連合

(資料)

日野鳥発第 139号
平成3年1月31日

北海道知事
横路孝弘 殿

財団法人日本野鳥の会
会長 黒田 長久

要 望 書

ゴルフ場開発による自然環境破壊防止について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は
本会の野鳥保護事業に格段のご理解を賜り厚くお例申し上げます。

さし、野鳥をはじめとした全ての野生生物と、それらの生命を育
む自然環境は、国民共有の財産であり、後世に受けついで行かな
ければならないものと本会は考えます。しかしながら、現在のわが
国の状況は、年々加速度的に貴重な自然環境が破壊されており、特
別に保護されているごくわずかの国土だけがこの破壊行為から守ら
れているに過ぎません。特に近年のゴルフ場開発による自然環境の
破壊は、日本全土で異常ともいえる速度で進んでおり、これ以上看
過することはできない状況です。

本会は1934年の設立以来、国内やアジア各国で野鳥と自然環境の
保護に尽力してまいりました。道内においては、苫小牧市のウトナ
イ湖サンクチュアリ、鶴居村の鶴居・伊藤タンチョウサンクチュア
リなどの本会直営事業をはじめ、全国の会員や多くの人たちの協力
を得て、野鳥の保護や自然環境の保全を進めております。しかし、
ゴルフ場開発によりこのウトナイ湖サンクチュアリと鶴居・伊藤タ
ンチョウサンクチュアリが危機に瀕しています。ウトナイ湖ではそ
の水源地であり、貴道が策定された自然環境保全指針の中でも「す
ぐれた自然地域」として位置付けられている美々川の源流域にゴルフ
場が計画されているため、自然環境そのものが脅かされています。
鶴居ではタンチョウの自然採食地でありねぐらでもある川の上流に
ゴルフ場が計画されており、タンチョウへの影響が危惧されてい
ます。2つのサンクチュアリは、全国の本会会員と支援者の力を合わ

平成3年1月22日

北海道知事 横路 孝弘 殿

日本野鳥の会釧路支部
支部長 永田 洋平

特別天然記念物タンチョウの生息保護推進に関 する要請について

日頃、タンチョウの保護に尽力されておられますとごに、敬意を
表します。

日本におけるタンチョウ保護活動の成果は、世界的に高く評価さ
れています。タンチョウを愛するたくさんの方々の地道な保護活動
と、釧路湿原に代表されるタンチョウの生息適地が北海道東部に存
在していることが、日本において今日まで野生のタンチョウの生存
を可能としました。しかし、営巣地である湿原は年々減少して
きており、生息地の保護保全は今後の重要な課題となっています。

昭和62年、釧路湿原が国立公園に指定されまして、私ども野鳥に
親しみ自然を愛するものとしましては、釧路湿原の保護保全が一
層推進され、世界的に重要なタンチョウの生息地が末長くタンチ
ョウの楽園になるであろうと強く期待してまいりました。

しかし、この数年、釧路湿原とその周辺では、自然の損失を伴う

せて進められているものだけに、保護も求める声为全国から寄せら
れています。

また、本会が保全に直接取り組んでいる地域以外でも、ゴルフ場
開発によりシマフクロウやクマガラなどの貴重な野生生物の生息が
脅かされる事態が道内各地で生じております。野生生物の生息地え
ら離れた場所に計画されているゴルフ場でも、造成工事により生じ
る騒音や、水質汚濁、水源枯渇、また完成後の営業時における農薬
や繋る肥料の使用などにより、野生生物が重大な影響を被る恐れは
十分にあります。また、影響を受ける野生生物が希少である場合に
は、絶滅を招くような取り返しのつかない時代に陥ることも容易に
予測されます。

つきましては、本会が保全を進めている地域をはじめ道内全体で、
これ以上ゴルフ場開発による自然環境の破壊を防ぎ、国民共有の財
産を後世に残してゆくため、貴道として実効ある対策を早急に講じ
られるよう、下記の通り要望いたします。

敬 具

記

- 1、ウトナイ湖に流入する美々川の源流域に計画されている、美々
プロジェクト内のゴルフ場開発について許可しないこと。並びに、
ウトナイ湖の自然環境に影響を与える可能性のある、新規のゴルフ
場開発計画は許可しないこと。
- 2、タンチョウ、シマフクロウ、クマガラなどの希少な鳥類の生息
地、また希少な鳥類の生息に影響を与える可能性のある地域でのゴ
ルフ場開発を許可しないこと。
- 3、原生自然環境を残している地域、またこの地域の環境に影響を
与える可能性のある地域でのゴルフ場開発を許可しないこと。
- 4、上記3項目に含まれない地域でも、自然保護団体等が野生生物
の重要な生息地であるとして公表した地域、及びその地域の生息環
境に影響を与える可能性のある地域でのゴルフ場開発を許可しない
こと。
- 5、既存または新設のゴルフ場を問わず、農薬は化学肥料などの使
用については、そのゴルフ場の内外において、野生生物の生息に影
響を与えることの無いように指導すること。

諸々の開発行為が実施或いは計画されています。ことに、ゴルフ場
の建設計画につきましては、釧路湿原の国立公園区域にごく隣接す
るものだけでも5ヵ所あると聞いております。そのいずれもが、タ
ンチョウの生息地に近く、建設された場合には土砂、農薬が営巣地
やねぐらとなっている河川へ流入するなどして、タンチョウへ甚大
な影響を及ぼすことは明らかです。

自然を愛し、自然との調和ある生活をめざして活動する日本野鳥
の会釧路支部に集うものとしては、釧路湿原周辺におけるゴルフ場
の建設を黙認することはできません。

タンチョウの保護に係わる責務におかれましては、私どもの「た
だ釧路湿原の自然をタンチョウのために守ってやりたい」との稚拙
な意をお汲みいただき、釧路湿原及びその周辺でのゴルフ場新設増
設などの開発行為について、今後のタンチョウ保護への禍根を残さ
ぬご対応を戴きたく切にお願い申し上げます。次第です。

なお、この要望書は次の機関へ提出させて頂きました。

環境庁長官 殿
文化庁長官 殿
北海道知事 殿
釧路湿原国立公園管理事務所長 殿
釧路支庁長 殿
釧路教育局長 殿

切り抜き 7~8月

○大雪山・旭岳でリゾート開発

トマリリゾートを運営しているアルファグループが大雪山国立公園の主峰・旭岳でリゾート開発に乗り出した。これは上川管内東川町・旭岳温泉でロープウェイを運営している企業を買収する形で始められ、今後ホテルの新設やロープウェイの改修に着手する。

なお、同地は大雪山国立公園の特別地区であるが、リゾート法の重点整備地区に指定されているため、開発許可が容易になることが見込まれている。

(7月4日)

○ラムサール会議、93年釧路開催が決定
スイス・モントレーで開かれていたラムサール条約締結国会議は4日、93年の第5回締結国会議を釧路市で開催することを決定した。

○オロン鳥保護にカラス・カモメ駆除を検討
絶命の危機にある留萌管内羽幌町・天売島のオロン鳥(ウミガラス)を保護

する目的で、環境庁は道や羽幌町とともに、オロン鳥の卵とヒナを食べるオオセグロカモメやカラスを駆除することを検討している。

(7月11日)

○暑寒別岳の国定公園指定決まる

環境庁の自然環境保全審議会は16日、暑寒別と天売、焼尻の両道立公園を合わせた地域の国定公園指定を認める申請を出し、指定が決まった。新しい国定公園

の面積は4万3千haあまりで、そのうち96%が特別地域になる。

(7月17日)

○道議会「櫻延反対」を決議

第2回定例道議会は20日深夜の本会議で、動力炉・核燃料開発事業団(動燃)が留萌管内幌延町に計画している、高レベル放射性廃棄物貯蔵・研究施設(貯蔵工学センター)の設置に反対する決議を自民党を除く各会派の賛成多数で可決した。

(7月21日)

○釧路湿原隣接地に大リゾート

釧路湿原国立公園の達古式沼に隣接する原野に、500億円相当の古美術品などを収蔵する美術館をメイトとし、ホテルや温泉を合わせたリゾート施設の構想が、釧路町に持ち込まれた。構想を進めているのは健康食品販売の大手サン・クロレラ(本社・京都市)の現地法人のサン・クロレラ緑化である。

(7月21日)

○道内のゴルフ場 構想含め358施設

道内のゴルフ場は計画、構想中のものまで含めると現在の2.7倍の358カ所になることが明らかになった。これは道が25日、北海道国土利用計画地方審議会(北海道のゴルフ場の現状)(6月1日現在)として発表したもの。この報告によるとゴルフ場建設は営業中が135、造成中33、道の開発許可申請中8、計画・構想中184の合計358となっている。

(7月26日)

○道公害審 赤井川ゴルフ場を許可
知事の諮問機関の道公害対策審議会(会長・諸住高北大名誉教授)は30日、ヤマハ北海道リゾート株式会社が発志管内赤井川村に計画しているヤマハ赤井川ゴルフクラブ(143ha、18H)について、排水より施設を設置し、放流水質が厚生省の暫定水質目標を達成することなどを条件に開発を認める答申を横路知事に提出した。

○サクラマスの自然産卵河川に砂防ダム
道内でも数少なくなったサクラマスの自然産卵河川で砂防ダムの建設工事が進んでいる。これは根室管内標津町の忠類川に北海道庁釧路土木現業所が建設しているもので、同現業所は「魚が上できないダムを造るよう配慮する」としているが、大規模な砂防ダムに設置された魚道が機能した例は道内ではこれまでにほとんどない。

(7月31日)

○「保全地域」埋め立て
昨年7月、道が策定した「北海道自然環境保全指針」で、「すぐれた自然地域」として保全対象に選ばれた、日高幌別川河口が、道開発局室蘭開発建設部の手で埋め立てられていたことが明らかになった。埋め立てを許可したのは北海道庁室蘭土木現業所浦川出張所で、同土現は「指針に盛り込まれた地域とは知らなかった」と弁明している。

(8月21日)

○ウミネコから有機スズ検出
環境庁は20日、船底塗料などに使われるトリフェニルスズ(TPT)トリブチルスズ(TBT)の2種類の有機スズ化合物の「平成元年度の生物モニタリング」をまとめ、中央公害対策審議会(中公審)化学物質専門委員会に報告した。それに

(8月21日)

よると、TPTは瀬戸内海、東京湾のスズキから高濃度で検出され、さらに東京湾のウミネコからも、低濃度ながら初めてTPTが検出されたことが報告され、植物連鎖により汚染が魚介類から鳥へ進行している実態が明らかにされた。

(8月21日)

○18林務署を再編、縮小
道林務部が道有林の合理化計画を検討していることが明らかになった。計画では全道で18ある林務署を再編して、数ヶ所の総合林務署にする一方、残りの林務署は規模を大幅に縮小する。39ヶ所ある支所・事業所を全て廃止するというもの。

(8月23日)

○ブナの森、皆伐さず
道は22日、道議会企業会計決算特別委員会で、道有林のなかにあるブナ自然林について、原則として皆伐をしない方針を明らかにした。道有林のなかのブナ自然林は函館、松前、倶知安の3林務署無いの約3万5千haが残されている。かつてのような数10haにわたる皆伐や、70年代以降に行われてきた2~3haの皆伐もやめ、一本ずつ選択して切る択伐に転換していくという。

(8月23日)

○クマ出没 木古内町大騒ぎ
渡島管内木古内町の農業地帯で、7月中旬からヒグマ4、5頭が出没、市街地から1.5kmのところまで現われている。町により8月初めから約30ヶ所に「くくりわな」が仕掛けられたほか、3人の有害駆除員らが連日パトロールしている。

(8月11日)

○道内国有林89年度決算で
道営林局は10日、道内国有林野事業の89年度決算を発表した。それによると収入1,214億円、支出1,522億円、単年度の赤字は308億円となっている。なお赤字は全国の国有林の約70%になる。

(8月10日)

○国有林野事業 借入残高2兆円越す
林野庁は9日、国有林野事業の89年度決算を発表した。それによると単年度の収支は436億円の赤字、累積赤字は8,494億円、借入金残高は初めて2兆円を突破したことが明らかにされた。

(8月1日)

新刊紹介



「シマ・クマ国際フォーラム
北海道1990報告書」

大森司紀之・梶 光一・間野 勉 編
野生生物情報センター発行 1660

円

8月に横浜で、国際生態学会が開かれ、世界の第一線級の研究者が来日した。そのなかで、野生動物保護管理に携わっている研究者が学会終了後に北海道を訪れ、知床国立公園などを見学し、北海道の野生動物の現状を見てもらった。そして北海道ツアーの最後の締めくくりとして、このフォーラムが開催されたのである。

フォーラムでは、現在北海道で活躍中の研究者がヒグマとエゾシカの生息状況と生息環境について報告し、ついで海外からの研究者が自国の野生動物保護管理の歴史と現状を紹介した。報告はアメリカとカナダ、ヨーロッパ各国、そして中国など多くの国にまたがった。そして最後に、北海道に野生動物保護管理を専門に扱う機関を設置することをアピールして閉会した。このすべてが盛り込まれた報告集である。

日本ではなじみの浅いマネジメントであるが、今後どのような行政的取り組みが展開していくのか興味を持たれるところである。とかく野生動物の「管理」というと誤解がつきまとう。本書は教科書的として格好の内容を持ち、保護管理についての疑問に答えてくれる一冊である。

会報・寄贈図書

○「ごきくらだより」

No.10・15

夕張市千代田3-14 三浦真也方
ユウパロコザクラの会

○「NC HOKKAIDO」No.73
札幌市中央区北3条西11丁目
加森ビル⑤ 6F

○北海道自然保護協会
○「都市と自然」No.172・179
大阪市北区豊崎2丁目4-5
岸本ビル2F

○「出羽三山の自然を守会だより」
No.99・100

○「宮城の自然観察」冬季号
宮城県石巻市泉町4-11-32

○「報」No.25・263
宮城県自然観察指導員連絡会

○「報」No.25・263
東京都千代田区丸の内2-4-1

○「報」No.25・263
東京都千代田区丸の内2-4-1

○「報」No.25・263
東京都千代田区丸の内2-4-1

○「報」No.25・263
東京都千代田区丸の内2-4-1

○「報」No.25・263
東京都千代田区丸の内2-4-1

○「全国自然通信」No.59・60
東京都北区王子本町1-25-22

○「野生生物」No.19・166
東京都港区芝3-1-14

○「ネットワークニュース」8・12月号
島根県松江市西津田1丁目5-17

○「私たちの自然」No.30
北海道自然保護基金(WWF) 日本委員会

○「かわろそ通信」No.10
東京都渋谷区広尾3-4-1-540

○「石川の自然」No.116・119
石川県金沢市三馬1-14

○「GREEN PEACE」5号
東京都文京区小石川5-37-1

○「スタブカムシ」No.87・88
旭川市旭岡1丁目

○「会報」No.52・53
函館市榎本町1-17

○「Oikos」No.8・9
東京都世田谷区三軒茶屋1-40-1

○「多様な展望を見せるナショナル・トラスト運動」

○「多様な展望を見せるナショナル・トラスト運動」

○「多様な展望を見せるナショナル・トラスト運動」

○「多様な展望を見せるナショナル・トラスト運動」

○「多様な展望を見せるナショナル・トラスト運動」

○「多様な展望を見せるナショナル・トラスト運動」

○「多様な展望を見せるナショナル・トラスト運動」



東京都文京区本駒込3-4-12
動物実験の廃止を求める会

○「A・R・Cニュース」No.11/12
川崎市麻生区岡上502-3

○「ネットワークニュース」8・12月号
島根県松江市西津田1丁目5-17

○「私たちの自然」No.30
北海道自然保護基金(WWF) 日本委員会

○「かわろそ通信」No.10
東京都渋谷区広尾3-4-1-540

○「石川の自然」No.116・119
石川県金沢市三馬1-14

○「GREEN PEACE」5号
東京都文京区小石川5-37-1

○「スタブカムシ」No.87・88
旭川市旭岡1丁目

○「会報」No.52・53
函館市榎本町1-17

○「Oikos」No.8・9
東京都世田谷区三軒茶屋1-40-1

○「多様な展望を見せるナショナル・トラスト運動」

○「多様な展望を見せるナショナル・トラスト運動」

○「多様な展望を見せるナショナル・トラスト運動」

○「多様な展望を見せるナショナル・トラスト運動」

○「多様な展望を見せるナショナル・トラスト運動」

○「多様な展望を見せるナショナル・トラスト運動」

○「多様な展望を見せるナショナル・トラスト運動」

北海道ナショナル・トラスト運動
推進連絡会議 発行

○「野鳥保護の現状と課題」
北海道自然保護課

○「野鳥保護の現状と課題」
北海道自然保護課

○「野鳥保護の現状と課題」
北海道自然保護課

○「野鳥保護の現状と課題」
北海道自然保護課

○「野鳥保護の現状と課題」
北海道自然保護課

○「野鳥保護の現状と課題」
北海道自然保護課

○「野鳥保護の現状と課題」
北海道自然保護課

○「野鳥保護の現状と課題」
北海道自然保護課

○「野鳥保護の現状と課題」
北海道自然保護課

○「野鳥保護の現状と課題」
北海道自然保護課

○「野鳥保護の現状と課題」
北海道自然保護課

○「野鳥保護の現状と課題」
北海道自然保護課

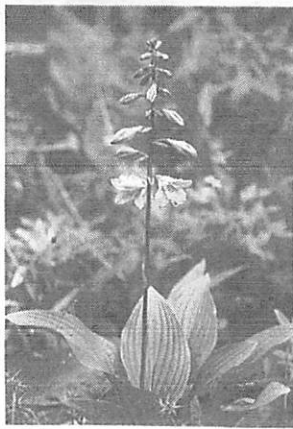
○「野鳥保護の現状と課題」
北海道自然保護課

○「野鳥保護の現状と課題」
北海道自然保護課

○「野鳥保護の現状と課題」
北海道自然保護課

○「野鳥保護の現状と課題」
北海道自然保護課

☆事務局からのお願い
前回、ビデオの寄贈をお願いしたところ、賛助会員の方からビデオカメラの寄贈がありました。たいへんありがとうございます。重ねがさね、厚かましいお願いですが、ビデオデッキ・テレビのご寄贈をあらためてお願いいたします。

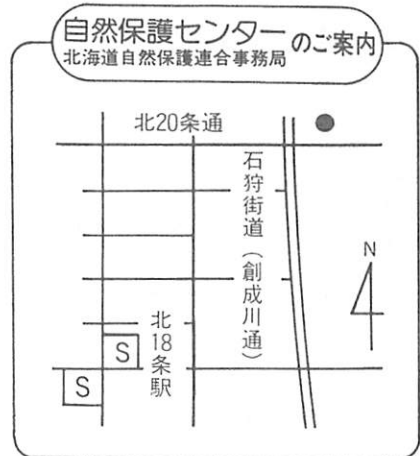


タチギボウシ

部にも質問状を提出しているの
で、道外の選挙にも参考になる
かと思います。賛助会員の方と
の唯一のつながりであることを
再認識して、次号は遅れないよ
うにいたします。

来年度はヒューマン・グリー
ン・プラン、美瑛富士スキー場
をそれぞれ特集号を組んで報告
します。現地への撮影旅行や関
係省庁への資料収集などおもし
ろい作業が待っています。興味
がある方、一緒に取り組んでみ
ませんか。それでは、また。

(U)



北18条駅から自然保護センターまで徒歩7分

編集後記

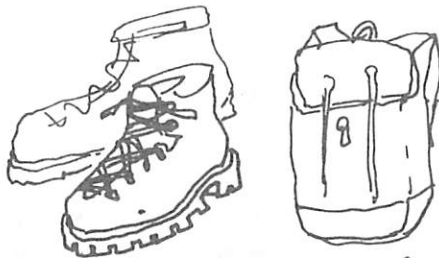
たいへん長い間お待たせしま
した。『北の自然』の発行が遅れ
たことをおわび申し上げます。
次回は知事選挙の公開質問状の
回答を掲載したものをお届けし
ます。投票に参考になるように
3月末日の発送です。政党道本

○ 活動の記録・事務局 ○

- 9月4～6日 知床シンポ報告集編集会議
- 9月 17日 知床シンポ報告集編集会議
- 9月 23日 知床シンポ報告集編集作業
- 10月 12日 知床シンポ報告集完成
- 10月13～15日 プナ・原生林・自然を守る全国集会に参加
- 10月 24日 報告集案内状発送
- 11月 9日 ビデオ会「日高横断道路」「吹き矢とブルドーザー」
知事に「ゴルフ場に関する10項目の公開質問状」提出
- 11月 17日 第1回ゴルフ場全面凍結北海道集会に参加
- 11月 27日 手稲ハイランドスキー場拡張問題で記者会見
- 12月 9日 弁天沼エゾシカ調査(FWFAと共同)
- 12月 20日 鶴居村長あてに「公開質問状」を発送
- 1月 17日 鶴居村長より公開質問状の回答到着
- 1月 20日 第3回代表者会議学習会「保安林を考える」(主催: 北大
苫小牧演習林)に参加
- 1月 30日 ゴルフ場問題講演会(主催: 日本野鳥の会)に参加
- 2月 7日 90年知事選挙公開質問状の一般公募を記者発表
- 2月 18日 90年知事選挙公開質問状候補案内状を発送
常務委員会

北の自然 No.47 1991 1

1991年 3月10日発行
編集 宇仁 義和
発行 北海道自然保護連合
代表 稲田 孝治
事務所 065 札幌市東区北20条
東1丁目 前田ビル203
自然保護センター
011-742-3161(TEL/FAX)
郵便振替 小樽 1-4071
賛助会費 年間 3,000円
印刷 北海道機関紙印刷所



登山
キャンプ
カヌー
アウトドア用品

北海道、山、店 秀岳荘

営業時間/AM10:00～PM7:00 定休日/毎週月曜日

札幌本店 札幌市北区北12条西3丁目 ☎(011)726-1235
旭川店 旭川市7条8丁目左2号 ☎(0166)23-3416
(専用駐車場完備)

100円(税込)